

2016.6.18 施行

2017.2.18 改訂

外国語教育メディア学会 関東支部紀要 投稿規程

1. 趣旨

本規程は『外国語教育メディア学会関東支部研究紀要 (LET Kanto Journal)』への投稿に関して定めたものである。

2. 投稿資格

- 1) 投稿者は外国語教育メディア学会関東支部（以下、関東支部）の会員に限る。ただし、共著の場合、筆頭執筆者が関東支部会員であれば、他支部の会員が執筆者に加わることができる。
- 2) 会員以外の者が共著の執筆者に加わる場合は、掲載決定時に関東支部に入会しなければならない。ただしこの場合、当該者が筆頭執筆者になることはできない。

3. 原稿の制限

- 1) 投稿する原稿は未刊行のものに限る。
- 2) 投稿する原稿の内容は研究論文および実践報告とする。
- 3) 研究論文・実践報告の別は、執筆者が投稿時に指定することとする。

4. 原稿の様式

原稿の様式は、外国語教育メディア学会誌 *Language Education & Technology* に準拠する。詳細については、関東支部ウェブサイト上のテンプレートの指定に従う。

5. 原稿の分量

原稿の分量は和文・英文とも 30 枚以内とする。

6. 投稿方法

- 1) 原稿は MS Word 形式および PDF 形式で保存した 2 つのファイルを関東支部ウェブサイト上の送信フォームを使って投稿する。
- 2) 原稿の最終ページ（この部分は論文に含まない）に、①「研究論文」または「実践報告」の種別、②住所、③氏名、④所属（本学会に届けているもの）、⑤日中連絡の取れる電話番号、⑥E-mail アドレスを記入する。
- 3) 採用になった場合は、印刷用の完成原稿を再提出する。

7. 投稿期日

投稿期日は当該年度の 6 月 1 日とする。

8. 投稿数の制限

一人の著者が各号に投稿できる研究論文・実践報告の数は、以下の通りとする。

- ①単著または筆頭執筆者としての共著がある場合は、その 1 編と筆頭執筆者となっていない共著 1 編の合計 2 編までとする。
- ②筆頭執筆者となっていない共著のみの場合は、3 編までとする。

9. 原稿の審査

- 1) 投稿原稿は、査読者による審査結果を経て、関東支部紀要編集委員会（以下、編集委員会）において掲載可否が決定される。
- 2) 審査の結果、掲載の条件として編集委員会が論文内容の修正を指示する場合がある。

10. 著作権

- 1) 本誌に掲載された論文等の著作権は関東支部が所有する。
- 2) 本誌に掲載された論文等を、関東支部の許可なく無断で複製あるいは転載することはできない。複製あるいは転載する場合は、紀要発行 1 年後より、文書による承認の申請を行わなければならない。
- 3) 複製あるいは転載を行う場合、関東支部は、著作権問題や共著者からの掲載許可取得に関して一切の責任を負わない。

11. 規程の変更

本規程の変更には、関東支部運営委員会の承認を得なければならない。